

学校いじめ防止基本方針

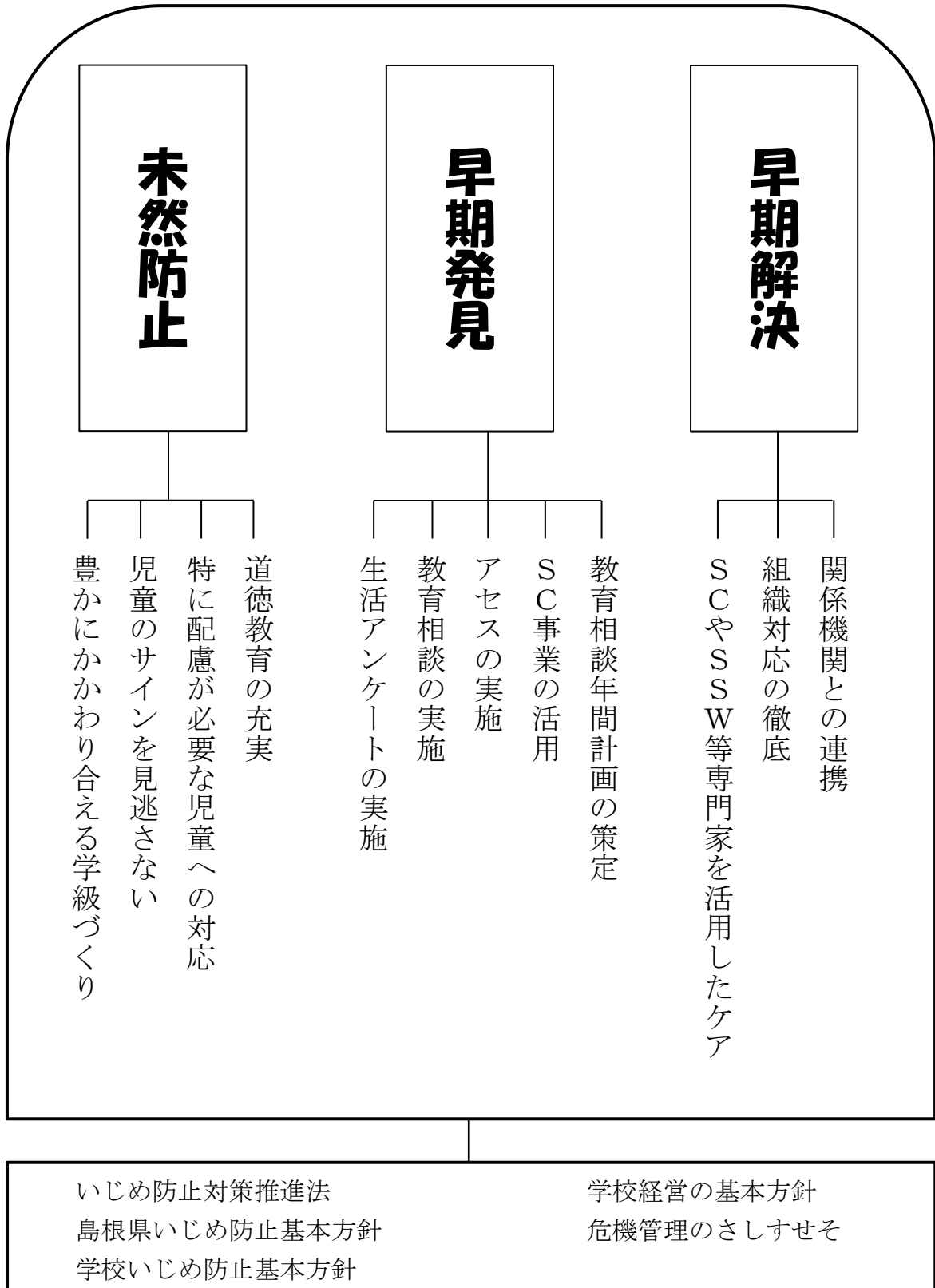


【いじめ対応で大切にしたい「危機管理のさしすせそ」】

- さ 最悪の事態を想定して
- し 慎重に
- す 素早く
- せ 誠意を持って
- そ 組織を挙げて

益田市立益田小学校

益田小学校 いじめ問題に対して取り組む「3つの柱」



いじめに対する基本認識

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う恣意利敵又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通して行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものを言う。

（「島根県いじめ防止基本方針 ～しまねの子どもの絆づくりをめざして～」、島根県、2018、p.2）

いじめの態様には、以下のものなどが考えられる。

悪口を言う・あざける、落書き・物壊し、集団での無視、陰口、避ける、ぶつかる・小突く、命令・脅し、性的辱め、部活動中のいじめ、メール等による誹謗中傷、噂流し、授業中のからかい、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り、けんか、等

(2) いじめ防止に対する基本的な認識

- ・ いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうる。

国立教育政策研究所「いじめ追跡調査 2013-2015」より

「仲間はずれ、無視、陰口」

された経験がある・・・9割

した経験がある・・・9割

（「いじめ対策のポイントといじめ防止基本方針の改定」、文部科学省、2017、p.3）

- ・ いじめの定義には、「力の差」「継続的」「深刻」等の要素は全く含まれない。
- ・ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違いである。
- ・ すべての児童に対して、いじめの未然防止の取組を行う。
- ・ すべての児童を、心の通う人間関係を構築できる社会性のある大人へと育てていく。
- ・ すべての児童に対して、「いじめは決して許されない」ことを繰り返し伝えていく。
- ・ すべての児童が安心できる、安全な生活空間、居場所としての学校作り、自尊感情を持つことができ充実感が感じられる学校生活作りをしなければならない。
- ・ すべての児童に対して、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合い、困ったときに悩みを打ち明けられるような信頼できる人間関係を構築する能力の素地を養っていく。
- ・ 大人の振るまいが子どもに影響を与えることを自覚し、全ての教職員が、襟を正し、子どもの手本となるような人権意識を高めていく努力をしなければならない。
- ・ いじめに対しては「未然防止」「早期発見」「早期解決」の3つの柱で取り組む。

1. いじめ「未然防止」への取組

(1) 豊かにかかわり合える学級集団の育成（学校教育目標に位置づけている）

- ・親和的、支持的風土の学級づくり
- ・自己有用感を育む学級づくり

→毎学期、児童アンケートにより評価を行う（学校評価の一環として）

- ・あなたが何かしようとするとき、クラスの友だちは助けてくれますか
- ・あなたは、クラスの友だちが困っているときに助けたり励ましたりしますか。
- ・あなたは、クラスの友だちによいところを言ってもらっていますか。
- ・あなたは、クラスの友だちによいところを伝えていますか。

(2) 児童をしっかり見守り、情報共有の場を設ける

- ・日頃から児童をよく観察し、サインやSOSを見逃さない。
- ・職員朝礼で情報共有の時間を確保する。
- ・1学期、2学期当初に、教員全体で情報共有会を実施する。

(3) 特に配慮が必要な児童への対応

- ・特に配慮が必要な児童について、日常的に児童の様子を学校全体で把握し、その特性や状況を踏まえた適切な支援や指導を行うとともに、保護者や家庭との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に実施する。

(4) 道徳教育の充実

- ・道徳科の授業で、いじめに関する授業を年間指導計画に位置づける。
- ・年に1回、人権・同和教育に関する授業を保護者、地域に公開する。
- ・「かかわり合い、高め合う子どもの育成 ～道徳科の充実をめざして～」という主題のもと、道徳科を校内研究の中心に据える。

2. いじめ「早期発見」への取組

(1) 生活アンケートを実施する。(全校児童対象。毎学期)

せいかつアンケート(1~3年よう)				
年 組 ひまえ()				
<p>問1 あなたの今の気持ちについて、いくつか聞きます。あなたは今学期になってから、今日までに、つぎに書いてあるような、いろいろなことが、どのくらいありましたか。4つの中から、「一番近いと思うところ」に○をつけてください。</p>				
学校が楽しい	そう思う	少し 思う	あまり そう思わない	そう思わない
先生がよくわかれを働いてくれた	あった	少し あった	あまり なかった	なかった
じゆぎょうがよくわからなかった	あった	少し あった	あまり なかった	なかった
先生が、えこひきをした	あった	少し あった	あまり なかった	なかった
あなたは、クラスの友だちがこまっていたとき、助けたりはげましたりしますか。	そう思う	少し そう思う	あまり そう思わない	そう 思わない
あなたは、クラスの友だちによいところをつたえていますか。	そう思う	少し そう思う	あまり そう思わない	そう 思わない
あなたが何かしようとするとき、クラスの友だちは助けたりはげましたりしてくれますか	そう思う	少し そう思う	あまり そう思わない	そう 思わない
あなたは、クラスの友だちによいところを言ってもらっていますか。	そう思う	少し そう思う	あまり そう思わない	そう 思わない
<p>問2 あなたは、あなたのまわりの人たちが、どのくらいあなたの助けになってくれると思いますか。あてはまる人 すべてに○をつけてください。</p>				

もし、あなたが、なみや らまを 着ても、イヤな話をしないで働いてくれる人はだれですか	おうちの父	学校の先生	友だち	ちいさの父
<p>問3 あなたは、今学期になってから学校の友だちのだれから、次のようなことをどのくらいされましたか。「一番近いと思うところ」に○をつけてください。</p>				
<p>ア、なまはずれにされたり、むしされたり、悪口やいやなことを言われたりした</p>				
よくある	たまにある	ない		
<p>イ、ぶつかられたり、たたかれたり、けられたりした</p>				
<p>どんなことを いわれましたか?</p>				
よくある	たまにある	ない		
<p>問5 自分ががんばっていると思うことをおしえてください。</p>				
<p>問6 人にしてあげてうれしかったこと、人にしてあげてよこんでもらったことをおしえてください。</p>				
<p>問7 最後先生に書いてほしいことや話したいことはありますか。</p>				

(2) 全児童対象の教育相談を実施する。(全校児童対象。毎学期。生活アンケートを元に)

(3) 「アセス (学校環境適応感尺度)」を実施する。(3年生以上対象。1、2学期実施)

※「アセス (学校環境適応感尺度)」とは、「生活満足感」「学習の適応」「対人的適応」について、結果分析から個々の児童の集団適応状態を理解 (アセスメント) するものです。また、集団としてのクラスの全体的な適応状態をみることもできます。

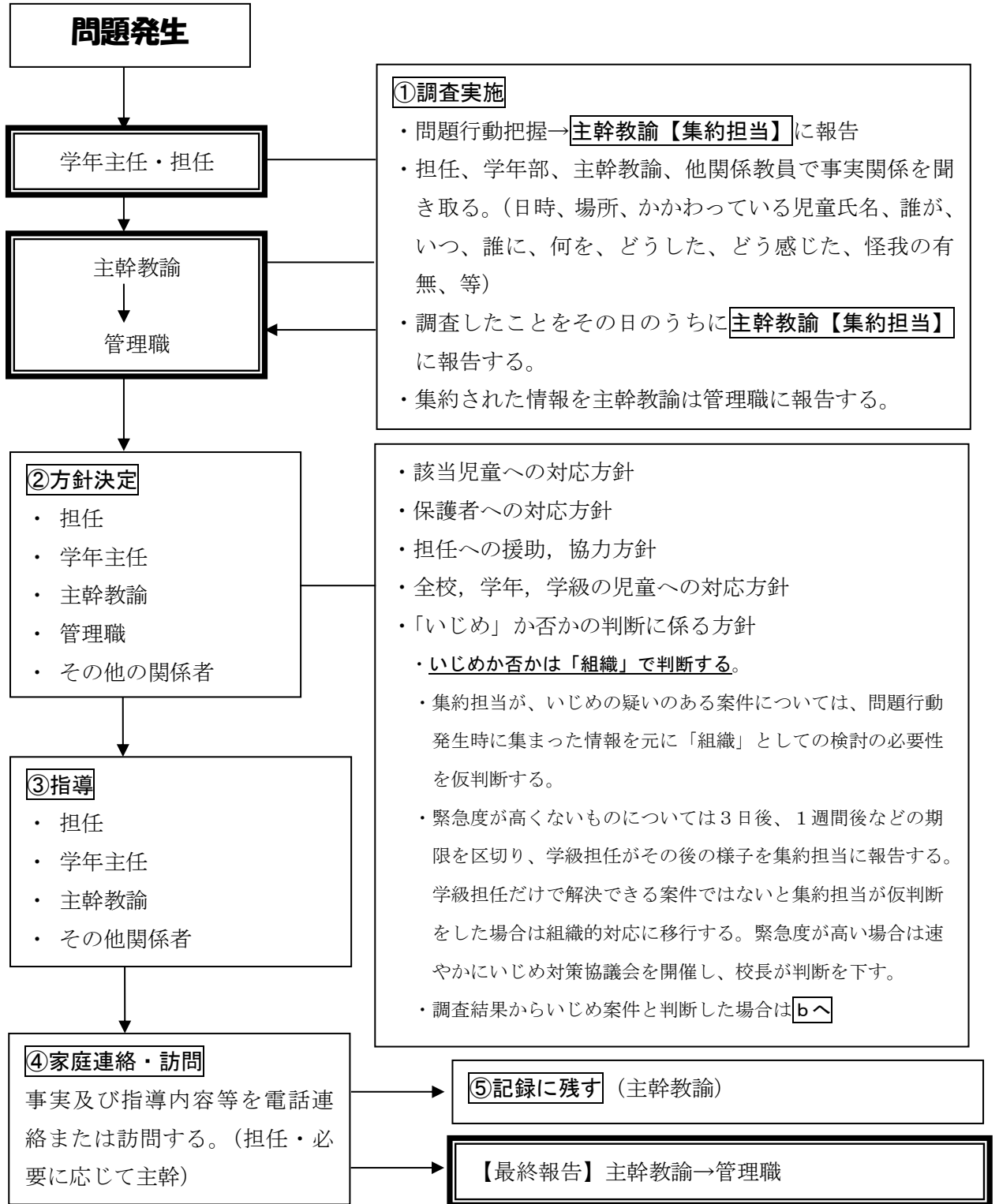
(4) スクールカウンセラー事業を活用する。

(5) 以上の教育相談に係る年間計画 (下表) を策定し全教員が見通しを持って取り組む

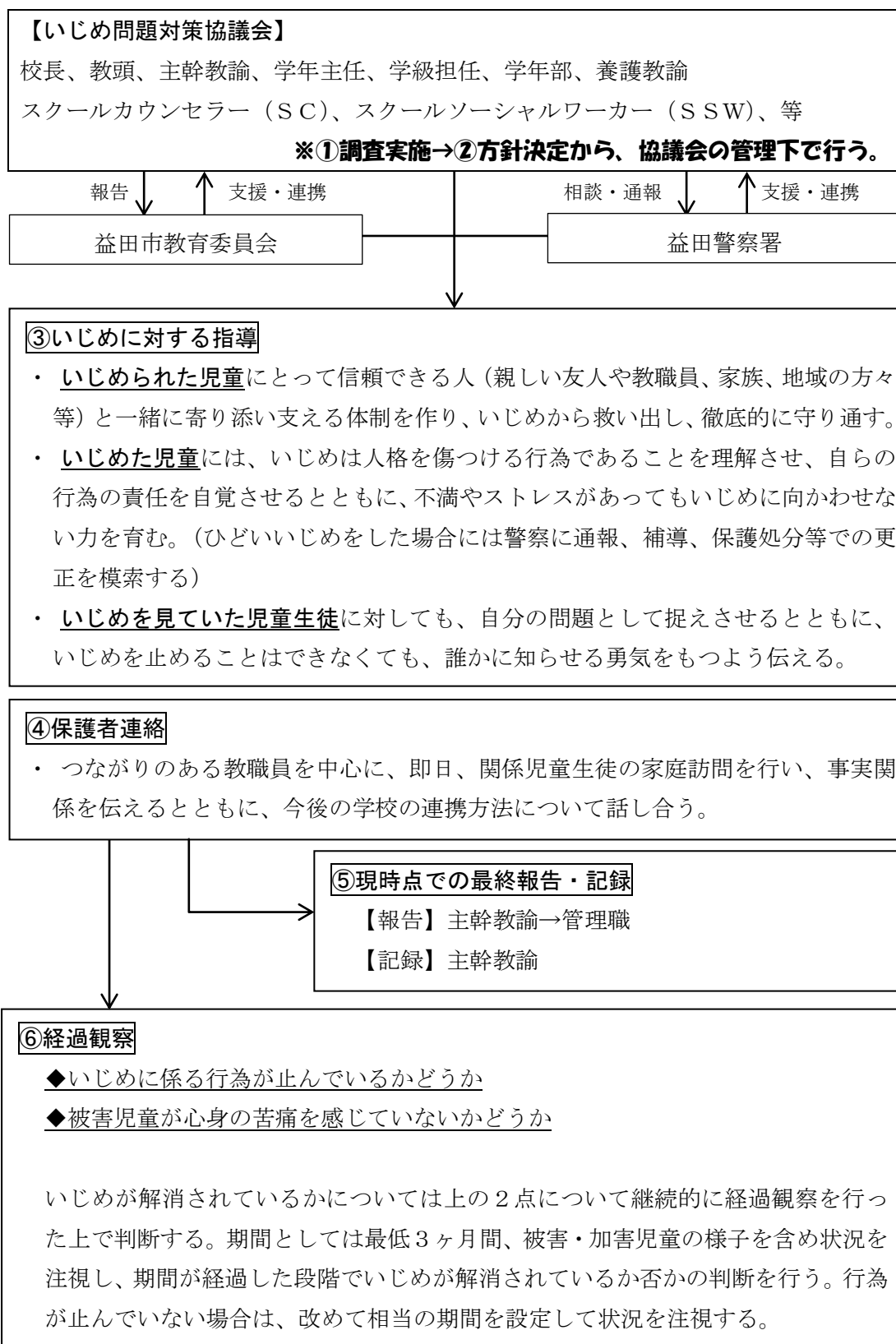
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	随時
児童理解・相談実施	児童情報共有会 I (生徒指導・特別支援・健康)	学校生活アセス (1回目)	生活アンケート (1回目) ↓ 教育相談 (担任)		児童情報共有会 II (運動会に向けて)		生活アンケート (2回目) ↓ 教育相談 (担任)	学校生活アセス (2回目)				生活アンケート (3回目) ↓ 教育相談 (担任・希望教員)	ケース会の開催 職員総務での情報共有 SSWとの連携・情報交換
学校行事等	家庭訪問			期末個人懇談 (1回目)								期末個人懇談 (2回目)	
関係機関等				民生児童委員との連絡協議会									
職員研修等				アセス結果分析・対応策検討 I								アセス結果分析・対応策検討 II	
		SC研修 I (H29:危機管理)						SC研修 II (H29:アサーション)					
			4~6年 SC全員面接										

3. いじめ「早期解決」への取組 = 「組織」で対応する

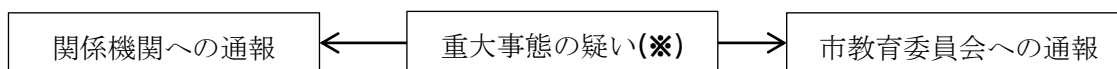
a.) 平常時における問題発生時の校内体制



b.) いじめ発生時における校内体制



c.) 重大事態発生時における校内体制



※児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したも
のとして報告・調査に当たります。

調査主体の決定

【いじめ問題対策協議会（学校や教育委員会が調査主体となった場合）】

校長、教頭、主幹教諭、学年主任、学級担任、学年部、授業受け持ち教員、養護教諭、
人権・同和教育主任、児童生徒支援加配教員、等

S C、S S W、児童相談所、教育委員会、弁護士、警察 OB 等（教育委員会の判断の下）

※第三者調査委員会を設けた調査を行う場合もある。

①調査実施

- ・<基本姿勢>対象児童からの聴取に関しては、徹底して守り通すことを教職員が言葉と態度で示し、被害児童に寄り添うことを第一とする。いじめを行った児童についてはその行動の背景に目を向けるなど教育的配慮の下での指導を行う。事案発生後、詳細な調査をするまでもなく調査主体等の不適切な対応により被害児童及び保護者を深く傷つけた場合、速やかに当該対応の不備について説明し、謝罪等を行う。
- ・重大事態が発生した場合、いじめの行為がいつ、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったかなどの事実関係を、可能な限り明確にする。
- ・調査実施前に、被害児童・保護者に対して「調査の目的・目標」「調査主体（組織の構成、人選）」「調査時期・期間」「調査事項」「調査方法」「調査結果の提供」について、調査主体から説明を行う。また、同事項について加害児童及びその保護者に対しても説明を行う。
- ・アンケート実施の際は、目的を知らせ、結果を被害児童及び保護者に提供する場合があることを予め調査対象者に知らせる。また、可能な限り速やかに実施する。また、状況に応じて無記名を実施することもある。
- ・アンケート調査や聞き取り調査の際は、被害児童やいじめに係る情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とする。また、加害児童からもいじめの事実関係について意見を聴取し、公平性・中立性を確保する。
- ・調査記録は少なくとも5年間保存する。記録の廃棄については、被害児童及び保護者に説明の上行う。被害児童及び保護者からの意見を踏まえ、保存期限を改めて設定することもある。
- ・調査中も、被害児童及び保護者に対して調査の進捗等の経過報告を行う。

②調査結果の説明・公表

- ・調査主体は、被害児童及び保護者に対して、事前に説明した提供の指針に沿って適切に調査結果の説明を行う。
- ・加害児童側への情報提供に係る方針については、被害児童生徒及び保護者に確認した後実施する。
- ・いじめの重大事態に関する調査結果の公表については、被害児童及び保護者に対して公表の仕方及び公表内容を確認する。報道機関等の外部に公表する場合、他の児童又は保護者に対して可能な限り事前に調査結果を報告する。報道機関等の外部に公表しない場合であっても、重大事態の調査結果について他の児童又は保護者に対して説明を行うことを検討する。
- ・調査主体は、被害児童及び保護者に説明した方針に沿って、加害児童及び保護者に対していじめの事実関係について説明を行う。調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝え、加害児童が抱えている問題とその心に寄り添いながら、個別に指導していじめの非に気付かせ、被害児童への謝罪の気持ちを醸成させる。

③調査結果を踏まえた対応

- ・被害児童に対して事情や心情を聴取し、当該児童の状況に応じた継続的なケアを行い、被害児童が不登校となっている場合は学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行う。その際、必要に応じてSCやSSW等の専門家を活用する。
- ・調査結果においていじめが認定されている場合は、加害児童に対して個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、被害児童への謝罪の気持ちを醸成させる。加害児童に指導を行う場合は、その保護者に協力を依頼しながら行う。また、いじめの行為について加害児童に対する懲戒の検討も適切に行う。

★補記【重大事態】とは

- ・いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある事態
- ・いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある事態

(「いじめ防止対策推進法第28条第1項」)

【付記】本基本方針は、以下の法律・指針等に基づいて作成しました。

- ・益田市立益田小学校 学校経営方針
- ・いじめ防止対策推進法、平成 25 年 6 月公布
- ・「島根県いじめ防止基本方針 ～しまねの子どもの絆づくりをめざして～」島根県、平成 26 年 4 月 30 日（平成 30 年 5 月 15 日一部改訂）
- ・「不登校重大事態に係る調査の指針」文部科学省初等中等教育局、平成 28 年 3 月
- ・「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」文部科学省、平成 29 年 3 月
- ・「いじめ対策のポイントといじめ防止基本方針の改定」文部科学省初等中等教育局、平成 29 年
- ・「いじめの対応について」島根県教育庁教育指導課子ども安全支援室、平成 30 年 5 月